

新宿区個人情報保護条例（平成27年10月5日施行分） 新旧対照表【案1】

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>第1節 収集（第4条—第6条）</p> <p>第2節 管理（第7条—第10条）</p> <p>第3節 利用（第11条—第15条）</p> <p>第4節 電子計算機による個人情報の取扱い（第16条・第17条）</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止等</p> <p>第1節 開示、訂正及び利用停止（第18条—第31条）</p> <p>第2節 不服申立て（第32条）</p> <p><u>第3章の2 特定個人情報に関する特則（第32条の2—第32条の7）</u></p> <p>第4章 区民等の責務及び区民等への支援等（第33条—第38条）</p> <p>第5章 雑則（第39条—第42条）</p> <p>第6章 罰則（第43条—第47条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（新宿区情報公開条例（平成13年新宿区条例第5号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>第1節 収集（第4条—第6条）</p> <p>第2節 管理（第7条—第10条）</p> <p>第3節 利用（第11条—第15条）</p> <p>第4節 電子計算機による個人情報の取扱い（第16条・第17条）</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止等</p> <p>第1節 開示、訂正及び利用停止（第18条—第31条）</p> <p>第2節 不服申立て（第32条）</p> <p>第4章 区民等の責務及び区民等への支援等（第33条—第38条）</p> <p>第5章 雑則（第39条—第42条）</p> <p>第6章 罰則（第43条—第47条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（新宿区情報公開条例（平成13年新宿区条例第5号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機</p> |

を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

5 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

6 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

8 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

9～11 （省略）

12 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であって、新宿区（以下「区」という。）の公の施設の管理を行うものをいう。

13～14 （省略）

（実施機関等の責務）

第3条 （省略）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集

（適正収集の原則）

第4条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。次条及び第13条において同じ。）を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

（本人収集及び利用目的明示の原則）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

5～7 （省略）

8 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者であって、区の公の施設の管理を行うものをいう。

9～10 （省略）

（実施機関等の責務）

第3条 （省略）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集

（適正収集の原則）

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

（本人収集及び利用目的明示の原則）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (4) 交渉、争訟、人事管理、指導、相談等の事務を行う場合において、当該個人情報をも本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (5) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、新宿区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第3号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、本人に対し、その利用目的を明示しないで、個人情報を収集することができる。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、区の機関又は国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- （収集禁止事項）
- 第6条 実施機関は、法令等に定めがあるときその他正当な行政執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (4) 交渉、争訟、人事管理、指導、相談等の事務を行う場合において、当該個人情報をも本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (5) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、新宿区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第3号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、本人に対し、その利用目的を明示しないで、個人情報を収集することができる。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、区の機関又は国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- （収集禁止事項）
- 第6条 実施機関は、法令等に定めがあるときその他正当な行政執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると実施機関が認めた事項

第2節 管理

(正確性の確保)

第7条 (省略)

(安全確保の措置)

第8条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条から第13条まで及び第23条第1項において同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに消去しなければならない。

(保有個人情報保護管理責任者の設置)

第9条 (省略)

(業務の登録等)

第10条 (省略)

第3節 利用

(目的外利用の制限)

第11条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第5号までの規定に基づき保有個人情報を利用したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると実施機関が認めた事項

第2節 管理

(正確性の確保)

第7条 (省略)

(安全確保の措置)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに消去しなければならない。

(保有個人情報保護管理責任者の設置)

第9条 (省略)

(業務の登録等)

第10条 (省略)

第3節 利用

(目的外利用の制限)

第11条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第5号までの規定に基づき保有個人情報を利用したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人

又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

- 3 実施機関は、前項第2号から第4号までの規定に基づき保有個人情報を提供したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

- 4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(業務委託等に係る措置)

第14条 (省略)

(受託業者等の責務)

第15条 (省略)

第4節 電子計算機による個人情報の取扱い

(電子計算機による管理)

又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

- 3 実施機関は、前項第2号から第4号までの規定に基づき保有個人情報を提供したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

- 4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(業務委託等に係る措置)

第14条 (省略)

(受託業者等の責務)

第15条 (省略)

第4節 電子計算機による個人情報の取扱い

(電子計算機による管理)

第16条 (省略)

(外部電子計算機との結合禁止の原則)

第17条 (省略)

第3章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)を行うことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (省略)

(2) 開示請求者(前条第2項の規定により代理人が当該代理人に係る本人に代わって開示請求を行う場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第7号並びに次条第2項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (省略)

(3)～(7) (省略)

(8) 代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該代理人に係る本人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第20条 (省略)

第16条 (省略)

(外部電子計算機との結合禁止の原則)

第17条 (省略)

第3章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)を行うことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (省略)

(2) 開示請求者(前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求を行う場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第7号並びに次条第2項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (省略)

(3)～(7) (省略)

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第20条 (省略)

(訂正請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第22条 (省略)

(利用停止請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第4条、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条の規定に違反して収集され、若しくは第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項各号に定める措置又は第32条の7各号に定める措置（以下これを「利用停止」という。）に係る同項の規定による請求又は同条の規定による請求（以下これを「利用停止請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第24条 (省略)

(開示請求等の手続)

第25条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (省略)

2 前項の場合において、開示請求等を行う者は、実施機関が定めるところにより、開示請求等に係る保有個人情報の本人であること（第18条第2項、第21条第2項又は第23条第2項の規定による開示請求等にあつては、開示請求等に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類その他実施機関が定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(訂正請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第22条 (省略)

(利用停止請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止という。）を請求することができる。

(1) 第4条、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条の規定に違反して収集され、若しくは第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第24条 (省略)

(開示請求等の手続)

第25条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (省略)

2 前項の場合において、開示請求等を行う者は、実施機関が定めるところにより、開示請求等に係る保有個人情報の本人であること（第18条第2項、第21条第2項又は第23条第2項の規定による開示請求等にあつては、開示請求等に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類その他実施機関が定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (省略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第26条 (省略)

(開示請求等に対する決定及び措置)

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を行い、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第4項第2号から第4号まで (第32条の3第2項において準用する場合を含む。) に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2～4 (省略)

(開示決定等の期限)

第28条 (省略)

(開示の実施)

第29条 (省略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 (省略)

(費用の負担)

第31条 (省略)

第2節 不服申立て

(救済手続)

第32条 (省略)

第3章の2 特定個人情報に関する特別

(適正収集の原則)

第32条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(利用目的明示の原則)

第32条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して本人から直接当該本人の特定個人情報を収集するときは、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により特定個人情報を収集するときについて準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の」とあるのは、「第32条の3第1項の」と読み替えるものとする。

(安全確保の措置)

3 (省略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第26条 (省略)

(開示請求等に対する決定及び措置)

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を行い、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第4項第2号から第4号までに該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2～4 (省略)

(開示決定等の期限)

第28条 (省略)

(開示の実施)

第29条 (省略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 (省略)

(費用の負担)

第31条 (省略)

第2節 不服申立て

(救済手続)

第32条 (省略)

第32条の4 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有特定個人情報を速やかに消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第32条の5 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第3項から第5項までの規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。

(外部提供の制限)

第32条の6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

2 第12条第3項の規定は、番号法第19条各号のいずれかに該当して保有特定個人情報を提供したとき(本人の同意があったとき又は本人に提供したときを除く。)について準用する。

3 第12条第4項及び第5項の規定は、番号法第19条第13号に該当して保有特定個人情報を提供したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。

(利用停止請求権)

第32条の7 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条、第32条の2若しくは第32条の3第1項の規定に違反して収集され、若しくは第32条の4第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき、第32条の5第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき

当該保有特定個人情報の提供の停止

第4章 区民等の責務及び区民等への支援等
(区民の責務)
第33条 (省略)
(事業者の責務)
第34条 (省略)
(出資法人等の責務)
第35条 (省略)
(区民及び事業者への支援)
第36条 (省略)
(苦情処理)
第37条 (省略)
(事業者に対する指導、勧告等)
第38条 (省略)
第5章 雑則
(他の制度との調整等)
第39条 法令及び他の条例に、開示請求等その他これに類する請求等について規定されている場合は、その定めるところによる。
2 前項の規定は、この条例の定めるところにより保有特定個人情報の開示請求を行うことを妨げるものではない。
3 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
(1)～(3) (省略)
4 (省略)
(開示請求等を行おうとする者に対する情報の提供等)
第40条 (省略)
(施行の状況の公表)
第41条 (省略)
(委任)
第42条 (省略)
第6章 罰則
第43条～第47条 (省略)

第4章 区民等の責務及び区民等への支援等
(区民の責務)
第33条 (省略)
(事業者の責務)
第34条 (省略)
(出資法人等の責務)
第35条 (省略)
(区民及び事業者への支援)
第36条 (省略)
(苦情処理)
第37条 (省略)
(事業者に対する指導、勧告等)
第38条 (省略)
第5章 雑則
(他の制度との調整等)
第39条 法令及び他の条例に、開示請求等その他これに類する請求等について規定されている場合は、その定めるところによる。
2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
(1)～(3) (省略)
3 (省略)
(開示請求等を行おうとする者に対する情報の提供等)
第40条 (省略)
(施行の状況の公表)
第41条 (省略)
(委任)
第42条 (省略)
第6章 罰則
第43条～第47条 (省略)

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。